

令和 7 年度

入学者選抜学力試験問題

国 語（後期）

〔注 意〕

1. 監督者の指示があるまで、この冊子を開かないこと。
2. この冊子の問題は 14 ページからなる。落丁・乱丁および印刷の不鮮明な箇所などがあれば監督者に申し出て、問題冊子の交換を受けること。
3. 監督者の指示に従って、4 枚の解答用紙に受験番号および氏名を必ず記入すること。
4. 解答は、必ず解答用紙の指定された場所に記入すること。
5. 解答に字数制限のある場合は、句読点と括弧（「 」，『 』など）を字数に数えること。
6. 解答は、内容とともに、用語、表記、構文にも注意して書くこと。
7. この冊子は持ち帰ること。

一
次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

著作権の関係で公開できません。

1～6ページ

著作権の関係で公開できません。

著作権の関係で公開できません。

著作権の関係で公開できません。

著作権の関係で公開できません。

著作権の関係で公開できません。

注 OJT——職場での実務を通じて行う教育訓練(On the Job Training)。

問

- (一) 傍線部アからオについて、漢字をひらがなに、カタカナを漢字に改めなさい。
- (二) 傍線部Aについて、諸外国と比較して筆者はどのように述べているか、七十字以内で説明しなさい。
- (三) 傍線部Bの選別はどのように行われていたのか、七十字以内で説明しなさい。
- (四) 傍線部Cとあるが、労働者の勤続が短いことは労使それぞれにどのような弊害があると筆者は述べているか、百字以内で説明しなさい。

二 次の記事は伊多波宗周『社会秩序とその変化についての哲学』の「所有と権利の世界」という章に収められたものである。これを読んで、あとの問いに答えなさい。

ほとんどの人は名前をもつ。名前のあり方は非常に多様だが、ファーストネームと家名・父称等とのセットによる名前がきわめて広範にみられる（父称とのセットによる名前とは「父〇〇の子△△」を意味する名前である）。そうした名前は、現在における識別機能だけでなく、過去から未来へとむかう社会の時間軸における権利関係表示の機能をも帯びている。筆頭にあげるべきは相続の権利者を表示する機能である。名前を所有し、それを名乗ることによって、人は周囲にむけて自らの資格を表示している。

歴史的にみれば、誰もが同じように名前を所有し、それを名乗れたわけではないし、現在でもそうである。名前を所有すること自体が一種の権利であり、周囲に認められることなく名前を正当に所有することはできない。ここで言う「周囲」とは、持続的に規範を共有しているとみなせる範囲内、つまりは共同性の効力範囲内のことである。そこにはもちろん、社会性の力、すなわち領域的全体性をカバーする制度的構築性の力が関与する。そうして画される範囲を柱としつつも、境界の揺らぎ、中心からの近さ遠さ等による規範性の濃淡、複数の共同体による重層性を許容するものとして「周囲」は構成される。人はそうした世界で名前を所有し、名乗っている。

所有された名前は、先述のとおり権利関係表示の機能をもつ。特殊だがそのことが鮮明に分かる例をあげよう。羽柴秀吉は近衛家（藤原撰関家の一つ）の猶子となって藤原姓を得た。それが貴族共同体において認められ、関白職に就く資格とその資格が引き連れる諸権利をもつ者として自身を周囲に知らしめた。ここには、本章で論じたい所有の特質の一つが端的にあらわれている。何かをもつことが資格となつて、別のものをもつことにつながるという特質である。

名前という手に持てないものから所有について論じることが奇異に感じられるかもしれない。もちろん一方で、食物を筆頭に、手に持ち、他者とやりとりし、消費できる具体的な物の所有が生きるうえで重要なのは疑いない。だが他方で、所有権があ

えて問題にされる対象の多くは手に持てない。一つの典型は土地である。また、貨幣はたしかに持てるが、所有されている当のものは他の物との交換可能性であり、それは抽象的な価値体だと言える(本章では、具体抽象問わず価値をもつものの全般を「価値体」と表現する)。本章で着目したいのは、こうした持てないものをもつことを可能にする所有の特質の方である。

(中略)

事実として物を所持・占有することと、権利として物を所有することは異なるが、権利として所有する対象は物にかぎられない。持てないものをもつことができるという所有の特質をおさえるため、ここでは性格の異なる三つの所有対象だけを材料に論じる。まず、(A)物を所有するわけではない名前の所有、次に、(B)物理的に存在するが、やはり持てはしない土地の所有、さいごに、(C)持てるけれど持てないもののように所有される財貨の所有である。(中略)

名乗るとき、人はすでに名前をもっている。使用の前提に当人の所有がある。所有者と使用者の一致が社会的に要請される。たとえば、名義貸しによる契約が違法とみなされるなど。名前の所有のこうした性格が、名前をもつ者の集まりたることを志向する社会の安定性に寄与している。所有している名前の名乗りが禁圧された事例が歴史上多数あるが、その場合でも、屋号や通称等、別様の名前が発明され、何らかのかたちで所有する名前を名乗ることがなされた。

名前の所有はどのように始まるか。現代社会の新生児の場合、基本的に年長者がファーストネームをつけ、社会のルールにしたがい(半)自動的に定まる家名・父称等とのセットで、行政機関に受理・承認され、住民管理制度等に登録されることで、というのが一般的である。自ら改名したり芸名等を名乗りはじめたりすることもあるが、いずれにせよ土地や財貨とは異なり、譲渡・交換、すなわち所有権移転によって所有が始まるのではない。いわば自然のこととしてほとんどの人が名前をもつ。それゆえ、名前を価値体とみなす傾向はいまや稀薄きはくだとも言える。

だが、かつて名前は、①誰でも同じように所有できるものではなかったし、②譲渡されるものでもあり、これらのことに重要性があった。現代においても、王族・貴族、聖職、芸能等の領域においてそうした傾向性を確認できる。「〇〇何世」とか、「何代目△△」のようなかたちで。

過去の一例をみよう。まず、①名前が誰でも同じように所有できるものではなかったことについて。「宮座」と呼ばれる祭政組織をもった中世日本の村において、その成員の子が一歳または三歳になると、神前で「名づけ」の儀式がおこなわれ、もって「村入り」が認められたという。宮座の成員は村に住む人すべてではなく、そもそも女性には除外されていた。名前の所有が承認され、村の行政に将来関わる成員と認められること自体が特権的資格だったと言える。

重要なこととして、そこで名前は二つの意味で複数所有された。一つには、成長に応じて村の通過儀礼を経て新たな名が所有されたという意味で。そのとき、嫡出長男だけが村の運営にあたる「老衆」^{わと}用の「官途名」を有することができ、次男以降は村の防衛にあたる「若衆」用の「成人名」までしかもてないということがあった。これは、名前が共同体の規範性に結びついた特権的資格だったことを示す。二つ目には、それらとは別に実名の所有があり、公式の場面でのみそれが用いられたという意味で。「公式の場面」とは、共同体内ではなく共同体間の水準に位置する場面と理解でき、そこで実名を用いるとは、すなわち特権を行使することである。

次に、②名前が譲渡されるものだったことについて。ファーストネームの世襲が分かりやすい事例だが、いわゆる家督相続における名字の継承も名前の譲渡とみなしうる。たとえば、分割相続が基本だった時代、所領を継承する者が「惣領家」^{そうりょう}として名字を継承し、その兄弟等は別の名字を名乗って所領の一部を分与されるということがあったという。名前を譲渡される者が相続権の核を得る者として共同体に示され、特権的資格の世代間継承がなされたことだと理解できる。それは同時に、徴税の対象としての単位の継承でもある。こうしたことは家名や父称等が名前に用いられる文化圏に明瞭なたちでみられてきたことである。もちろん、そうでない文化もあるが、きわめて広範囲で名前の所有のあり方が似ていること、このことに意味があると言わなければならない。

こうして、名前はすぐれて共同体的規範に結びついた価値体であり、資格として所有されるものだと言える。そして、それが所領の継承と結びつくことにおいてすでに明らかのように、名前の所有は権利の世界のいわば基盤であると考えられる。誰が所有するのかというこの安定的帰着先に、所有された名前があるのだ。

土地は所有を問題にするにふさわしい性格を多くそなえている。まず、土地の所有は法的に規定された権利たることが求められる。これは占有・保有 (possession) は事実的なこと、所有 (Property) は権利的なことという区別で語られてきたことである。秀吉が藤原姓を得ても、もともと藤原姓を有する者の資格そのものは減じない。他方、すでに誰かの所有地である土地の権利を新たに得ようとする者がいて、それが認められるなら、所有権は分割されるほかない。それは、所有の排他性があつて成り立つ権利の世界での抽象的操作である。そうした操作が安定性を得るには、度量衡の統一に基づく測量制度や所有者名の登記制度などが必要である。

法制度が求められる背景としてすぐに思いつくのは、三つのことである。まず、①土地には栽培、牧畜、建造など誰にとつても明らかな複数の利用価値があること。けれど、②土地には二重の意味で限界があること。すなわち、そもそも地表が有限であり、また、所有をめぐる規範の通用する共同性の範囲も限定されること。そして、③土地が人体に比して格段に大きく、事実的に占有しつづけるのが困難であること。これら三つである。①と②は、土地所有が係争性を帯びることにつながる。②に付言して土地の価値に関して述べておくと、限定性がもたらす稀少性だけでなく、政治経済的中心との距離などに基づく価値序列も重要であり、それも係争性につながる。そして、③は係争性への対処に事実性とは別の位相が要請されることにつながる。

こうして、^a 安定的な土地所有には、権利の力が必要になるということが理解できる。権利の位相で所有するとは、持続的な時間幅において所有しつづけるということでもある。そのことから、不在の所有者が土地への権利を保ちつづけたり、その権利を次世代に継承したりということが可能になる。さらに、その土地を見たことすらない人に譲渡したり、直接対価と交換したり、使用権を分離して人に貸して対価を得たりといったことも可能になる。こうしてすべて所有権の対象とみなされてきた土地に関することとして、①数量性、および②不可逆性の二つに着目したい。いずれも、権利の世界の成立・維持に寄与するものだからである。

まず、①数量性については、所有権の分割とそれを可能にする測量という議論のつづきである。一つの林檎を包丁で二つに割れば、それぞれ約半分である。他方、土地の場合、まず「二つの土地」が言えるために、すでに権利の視点が入る。ただそこに広

がつている土地を、権利の力で切り取って「一つの土地」とみなす。そして、それを二つに割るとき、約半分では済まされない。測量技術を用いて数量化し、その数値が正確に二等分される。そうして、それぞれ半分の土地への権利をもつAさんとBさんが、移転可能な物のように土地を扱えるようになる。これは、持てないものを持てる物のようにしてもつための操作である。これがあつてはじめて、土地所有を資格として対価を得るなどのことができる。

次に、②不可逆性については、占有と所有の区別の議論のつづきである。この区別が問題になる場面は大きく分けて二つである。一つは、正当に所有された土地を他者が事実的に占有する場面、もう一つは、誰のものでもない土地をはじめて占有し、それが正当化されて所有に転化する場面である。哲学史において所有権の議論が盛んになされた時代が、土地囲い込みや植民地開拓の時代であつたことから、今日でも所有権について論じられる際、後者のイメージが念頭に置かれることが少なくない。だが、現代においてこれが問題になるとすれば多くは前者の場面であり、それと関連して、ひとたび誰かの所有地となつた土地が誰のものでもない土地に戻ることはほとんどないという不可逆性こそ重要である。

土地は物のように消滅することはない。海やダム湖に沈むことはあつても、土地そのものが消費され漸減することはない。土地の酷使による土壌悪化で利用価値が漸減するとしても、それはもちろん土地そのものの漸減ではない。その性格ゆえに土地は、ひとたび権利の世界に招かれるや、そこから離れて事実の世界に戻ることは滅多にない。たとえば日本の民法において、相続者のいない土地は「国庫に帰属する」(第九五九条)、つまり国家の所有地になると規定される。誰のものでもない土地に戻るのではない。

こうして土地は、持てないものを権利としてもつという所有の性格が明瞭にあらわれる所有対象である。それは、権利の力によつて財貨のようにやりとりされるものへと変質させられ、しかも、そうして参与することとなつた権利の世界にとどまりつづける傾向をもつ。それゆえに土地所有は、今日みられるような権利の世界の成立・維持に大きく寄与しているものと理解できる。

持てる物の所有はどのように捉えられるか。物理的に移転可能な価値体をここで財貨と呼び、その所有について二つの観点か

らのみ論じたい。①耐久性の観点、および②価値を測る価値体の存在という観点である。

まず、①耐久性。土地は漸減しないと述べた。財貨の場合にも、耐久性のあるものが特に所有権の対象とみなされる傾向がある。生きるために必要なのは食物だが、その貯蔵庫の所有こそ問題にされるというように。典型的には家屋や「耐久消費財」と呼ばれる自動車など、時間幅をもって価値体でありつつけるものは、誰が所有者なのか明確に指定される傾向にある。これは、移転の困難さに正確に比例するわけではない。容易に移転可能なものであっても、たとえば歴史的評価が定まった芸術品のように持続的に価値体とみなされるものは、やはり所有者が明確化される傾向にある。これらは、持てる物としてやりとりされる場合にも、権利の世界のものとして、いわば土地のようにやりとりされると言ってもよい（なお、所有する名画の副葬を望んで非難された人がかつていたと聞くが、芸術品の場合には、価値体の所有に関する特殊事情がある）。

先に、土地が財貨のようにやりとりされると述べ、こんどは、財貨が土地のようにやりとりされると述べた。どちらが原型なのかと疑問が湧くだろう。事実的には、具体的な価値体である財貨のやりとりが先立ち、やがて抽象化された価値体としての土地のやりとりがなされるようになったと考えるのが自然だろう。だが、そうした先後関係はそれとして、重要なのは権利の世界における無差別性だと言いたい。権利の世界に招かれれば、財貨であれ土地であれ、同じようにやりとりされる傾向をもつ。土地は財貨のようであり、財貨は土地のようである。これが同時に成り立つのが、持てないものをもつという権利の世界なのである。

そうした権利の世界でのやりとりを合理化する手段が、②さまざまな価値体の価値を測る特権的な価値体である。かつては穀物の種子や貴金属などがそれにあたるものだったが、現代社会では法定貨幣がその地位にあり、とりわけ金本位制が放棄されてからは、その地位をほぼ独占していると捉えられる（とはいえ同時に、ゴールドが安定的価値体として注目されるということも起こる）。土地であれ財貨であれ、価格がつく。貨幣はさまざまな価値体を数値によって序列化する。そして、それ自体があらわに価値体であり、もちろん所有対象である。貨幣が成り立つ前提に、信用をめぐる強固な社会制度が必要である。貨幣は、権利の世界の無差別的やりとりを円滑化し、その世界をより堅固なものとする機能を帯びる。

貨幣を所有すること、持てないものをもつことと言える。それは、さまざまな価値体との交換可能性を所有することだからだ。貨幣所有が資格となり、他の価値体が得られる。そして、貨幣所有の特殊性として指摘するべきは、土地や耐久的財貨とは異なり、匿名的に所有されることである。もちろん、たとえば銀行口座にどれだけの預金があるかは口座の所有者名とともに記録される。だが、それは単に数量であつて、どの特定の貨幣を誰が所有しているかは問題にならない。稀少な記念硬貨などは、価値を測られる側の財貨に転化した貨幣と捉えるべきである。そうして、特定社会の貨幣さえもつていれば、どこから来た人でもさしあたりは生活できるという点で、貨幣は自由をもたらすものである。

ところで、現代社会での貨幣の働きをみると、いくつかの仕方で貨幣所有自体を資格としてそれを数量的に増やすことができるという特質をみてとれる。その仕方とは、①貨幣を元手に生産体制を整えて生産し、生産物の対価としてより多くの貨幣を得ること、②土地・貴金属・株式・金融商品・他国通貨等と交換し、その価値の上昇の結果として利潤を得ること、③貸すこと・預けることで利子を得ること、などである。こうした増殖が可能なのは、土地や一般的財貨と異なり、貨幣の所有が特定の物理的存在へと帰着するような所有ではない（あるいは、そういう方向に押し進められてきた）という性格ゆえである。匿名的で量的に増殖可能な貨幣の所有は、資格の効力を所有するという共通性をもちつつ、こういってよければ名前の所有と対極にある。

（伊多波宗周『社会秩序とその変化についての哲学』二部改変）

問

- (一) 傍線部 a について、安定的な土地所有には権利の力が必要になるのはなぜか、百二十字以内で説明しなさい。
- (二) 傍線部 b について、権利の世界にとどまりつつける傾向をもつとはどういうことか、百三十字以内で説明しなさい。
- (三) 傍線部 c について、貨幣を所有することの特徴を十五字以内で書きなさい。
- (四) 傍線部 d について、名前の所有の特徴を百字以内で説明しなさい。

令和7年度個別学力検査

問題訂正

試験区分：後期日程

教科等：国語

国語（後期）

問題冊子3ページ 右から4行目

（誤）
1920年代・30年代の……

（正）
1920年代・30年代に……